

## ODAのSTEP制度とは？

(社)日本鉄道車輛工業会

### (1) 背景

ODA について従来、2002 年度まで「特別円借款」と呼ばれるものであったが、なかなか「顔の見える援助」ではなかった。そこで 2003 年度から、我が国の優れた技術やノウハウを活用し、途上国への技術移転を通じて我が国の「顔の見える援助」を促進するため、「本邦技術活用条件」即ち、STEP 制度を創設した。

### (2) 供与条件

#### 原産地ルール

円借款融資対象となる本体契約額の30%以上は、日本を原産(注)とする資機材を調達する。

注：原産地の範囲

我が国から調達したし資機材に加え、借入国の日系製造企業(\*)から調達した資機材を含めることが可能。

\* 本邦企業が10%以上出資していて、かつ第3国からの出資比率が当該本邦業者からの出資比率を上回っていない現地法人。

#### 金利・償還期間

OECD ルール上タイトが可能となる水準

(現行)

償還期間：40年(据置10年)

金利：0.4%

\* オプションとして下記の適用も有

償還期間：30年(据置10年)

金利：0.3%

#### 調達条件

・主契約は日本タイト

借入国との共同事業体(JV)を認めるが、本邦企業が当該JVのリーディング・パートナーとすることが条件

・下請けは一般タイト

#### 融資比率

総事業費の85%相当額までが円借款の融資対象。

調達プロセスの公正性を確保するため、借款資金やJBIC調査費用等を利用して、第三者機関などによる調達手続きに関する入札後の監査を導入する。

以 上